

特許法等の一部を改正する法律案新旧対照条文（傍線部分は改正部分）

○特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）

改 正 案	現 行
<p>（期間の延長等）</p> <p>第四条 特許庁長官は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、請求により又は職権で、第五十六条（第百六十三条第三項）において準用する場合を含む。）、第百八条第一項若しくは第二項ただし書第一号又は第百二十一条第一項に規定する期間を延長することができる。</p> <p>2 審判長は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、請求により又は職権で、第百五十九条第三項（第百七十四条第一項）において準用する場合を含む。）</p>	<p>（期間の延長等）</p> <p>第四条 特許庁長官は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、請求により又は職権で、第五十六条（第百六十一条の三第三項）において準用する場合を含む。）、第百八条第一項若しくは第二項ただし書第一号、第百二十一条第一項又は第百二十二条第一項に規定する期間を延長することができる。</p> <p>2 審判長は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、請求により又は職権で、第百五十九条第三項（第百七十四条第一項）において準用する場合を含む。）</p>

において準用する第五十六条に規定する期間を延長することができる。

(法人でない社団等の手続をする能力)

第六条 法人でない社団又は財団であつて、代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において次に掲げる手続をすることができる。

- 一 出願審査の請求をすること。
- 二 特許異議の申立てをすること。

三 第二百二十三条第一項、第二百二十五条の二第一項又は第八十四条の十五第一項の審判を請求すること。

四 第七十一条第一項の規定により第二百二十三条

又は第六十五条第一項(第七十四条第四項において準用する場合を含む。)において準用する第五十六条に規定する期間を延長することができる。

(法人でない社団等の手続をする能力)

第六条 法人でない社団又は財団であつて、代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において次に掲げる手続をすることができる。

- 一 出願審査の請求をすること。
- 二 特許異議の申立て(第六十五条第一項において準用する第五十五条第一項の申立てを含む。)をすること。

三 第二百二十三条第一項、第二百二十五条の二第一項、第二十九条第一項又は第八十四条の十五第一項の審判を請求すること。

四 第七十一条第一項の規定により第二百二十三条

第一項、第二百二十五条の二第一項又は第八十四条の十五第一項の審判の確定審決に対する再審を請求すること。

2 法人でない社団又は財団であつて、代表者又は代理人の定めがあるものは、その名において第二百二十三條第一項、第二百二十五条の二第一項又は第八十四条の十五第一項の審判の確定審決に対する再審を請求されることができ。

(代理権の範圍)

第九條 日本国内に住所又は居所（法人にあつては、營業所）を有する者であつて手続をするものの委任による代理人は、特別の授權を得なければ、特許出願の変更、放棄若しくは取下げ、特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ、請求、申請若しくは申立ての取下げ、第四十一条第一項の優先権の主張若

第一項、第二百二十五条の二第一項、第二百二十九条第一項又は第八十四条の十五第一項の審判の確定審決に対する再審を請求すること。

2 法人でない社団又は財団であつて、代表者又は代理人の定めがあるものは、その名において第二百二十三條第一項、第二百二十五条の二第一項、第二百二十九條第一項又は第八十四条の十五第一項の審判の確定審決に対する再審を請求されることができ。

(代理権の範圍)

第九條 日本国内に住所又は居所（法人にあつては、營業所）を有する者であつて手続をするものの委任による代理人は、特別の授權を得なければ、特許出願の変更、放棄若しくは取下げ、特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ、請求、申請若しくは申立ての取下げ、第四十二条の二第一項の優先権の主

しくはその取下げ、第二百二十一条第一項の審判の請求又は復代理人の選任をすることができない。

(複数当事者の相互代表)

第十四条 二人以上が共同して手続をしたときは、特許出願の変更、放棄及び取下げ、特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ、請求、申請又は申立ての取下げ、第四十一条第一項の優先権の主張及びその取下げ並びに第二百二十一条第一項の審判の請求以外の手続については、各人が全員を代表するものとする。ただし、代表者を定めて特許庁に届け出たときは、この限りでない。

(手続の補正)

張若しくはその取下げ、第二百二十一条第一項若しくは第二百二十二条第一項の審判の請求又は復代理人の選任をすることができない。

(複数当事者の相互代表)

第十四条 二人以上が共同して手続をしたときは、特許出願の変更、放棄及び取下げ、特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ、請求、申請又は申立ての取下げ、第四十二条の二第一項の優先権の主張及びその取下げ並びに第二百二十一条第一項又は第二百二十二条第一項の審判の請求以外の手続については、各人が全員を代表するものとする。ただし、代表者を定めて特許庁に届け出たときは、この限りでない。

(手続の補正)

第十七条 手続をした者は、事件が特許庁に係属している場合に限り、その補正をすることができる。ただし、特許出願の日（第四十一条第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、同項に規定する先の出願の日、第四十三条第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、最初の出願若しくはパリ条約（千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年七月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。）第四條C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同條A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日、第四十一条第一項

第十七条 手続をした者は、事件が特許庁に係属している場合に限り、その補正をすることができる。ただし、特許出願の日（第四十二条の二第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、同項に規定する先の出願の日、第四十三条第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、最初の出願若しくはパリ条約（千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。）第四條C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同條A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日、第四十二条の

又は第四十三條第一項の規定による二以上の優先権の主張を伴う特許出願にあつては、当該優先権の主張の基礎とした出願の日のうち最先の日。次条及び第六十五條の二第一項において同じ。）から一年三月を経過した後出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達前、出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達があつた後、第二百二十三條第一項の審判において第三十四條第一項の規定により指定された期間が経過した後（同條第五項において準用する第六十五條の規定又は第五十三條第二項の規定により期間が指定された場合にあつては、当該期間が経過した後）及び第二百二十六條第一項の審判において第二百五十六條第一項の規定による通知があつた後（同條第二項の規定による審理の再開がされた場合にあつては、その後更に同條第一項の規定による通知があつた後）は、次条、第十七條の三及び第六十四條（第百

二第一項又は第四十三條第一項の規定による二以上の優先権の主張を伴う特許出願にあつては、当該優先権の主張の基礎とした出願の日のうち最先の日。次条及び第六十五條の二第一項において同じ。）から一年三月を経過した後出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達前、出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達があつた後及び請求公告をすべき旨の決定の謄本の送達があつた後は、次条、第十七條の三及び第六十四條（第五十九條第二項及び第三項（第七十四條第一項において準用する場合を含む。）並びに第六十一條の三第二項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定により補正をすることができる場合を除き、願書に添付した明細書、図面若しくは要約書又は第二百二十六條第一項の審判の請求書に添付した訂正した明細書若しくは図面について補正をすることができない。

五十九條第二項及び第三項（第七十四條第一項において準用する場合を含む。）並びに第六十三條第二項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定により補正をすることができる場合を除き、願書に添付した明細書、図面若しくは要約書又は第二百二十六條第一項の審判若しくは第三百三十四條第二項の訂正の請求書に添付した訂正した明細書若しくは図面について補正をすることができない。

2| 前項本文の規定により明細書又は図面について補正をするときは、願書に最初に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならない。

3| 特許庁長官又は審判長は、次に掲げる場合は、相当の期間を指定して、手続の補正をすべきことを命ずることができる。

一 手続が第七條第一項から第三項まで又は第九條

2| 特許庁長官又は審判長は、次に掲げる場合は、相当の期間を指定して、手続の補正をすべきことを命ずることができる。

一 手続が第七條第一項から第三項まで又は第九條

の規定に違反しているとき。

二 手続がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているとき。

三 手続について第九十五条第一項から第三項までの規定により納付すべき手数料を納付しないとき。

4 第一項本文及び前項の規定による補正（手数料の納付を除く。）をするには、手続補正書を提出しなければならない。

第十七条の二 特許出願人は、特許出願の日から一年三月を経過した後出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達前においては、次に掲げる場合に限り、願書に添付した明細書又は図面について補正をすることができる。

一 特許出願人が出願審査の請求をする場合におい

の規定に違反しているとき。

二 手続がこの法律又はこの法律に基く命令で定める方式に違反しているとき。

三 手続について第九十五条第一項から第三項までの規定により納付すべき手数料を納付しないとき。

3 前二項の規定による補正（手数料の納付を除く。）をするには、手続補正書を提出しなければならない。

第十七条の二 特許出願人は、特許出願の日から一年三月を経過した後出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達前においては、次に掲げる場合に限り、願書に添付した明細書又は図面について補正をすることができる。

一 特許出願人が出願審査の請求をする場合におい

て、その出願審査の請求と同時にするとき。

二 第四十八条の五第二項の規定による通知を受けた場合において、その通知を受けた日から三月以内にするとき。

三 第五十条（第五十九条第二項（第七十四条第一項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による通知（以下この条において「拒絶理由通知」という。）を最初に受けた場合において、第五十条の規定により指定された期間内にするとき。

四 拒絶理由通知を受けた後更に拒絶理由通知を受けた場合において、最後に受けた拒絶理由通知に係る第五十条の規定により指定された期間内にするとき。

五 第二百二十一条第一項の審判を請求する場合にお

て、その出願審査の請求と同時にするとき。

二 第四十八条の五第二項の規定による通知を受けた場合において、その通知を受けた日から三月以内にするとき。

三 第五十条（第五十九条第二項（第七十四条第一項において準用する場合を含む。）及び第六十一条の三第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による通知を受けた場合において、第五十条の規定により指定された期間内にするとき。

四 第二百二十一条第一項の審判を請求する場合にお

いて、その審判の請求の日から三十日以内にするとき。

2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

3 前項において準用する前条第二項に規定するもののほか、第一項第四号及び第五号に掲げる場合において特許請求の範囲についてする補正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一 第三十六条第五項第二号に規定する請求項の削除

二 特許請求の範囲の減縮（前号に規定する一の請求項に記載された発明（第一項第四号又は第五号の規定による補正前のものに限る。以下この号において「補正前発明」という。）と産業上の利用分野及び解決しようとする課題が同一である発明の構成に欠くことができな事項の範囲内において、その補正前発明の構成に欠くことができな

いて、その審判の請求の日から三十日以内にするとき。

事項の全部又は一部を限定するものに限る。）

三 誤記の訂正

四 明りようでない記載の釈明（拒絶理由通知に係る拒絶の理由に示す事項についてするものに限る。）

4 第二百二十六条第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「第一項ただし書第一号」とあるのは、「第十七条の二第三項第二号」と読み替えるものとする。

第十七条の三 出願公告後に拒絶をすべき旨の査定を受けた特許出願人は、第二百一十一条第一項の審判を請求するときは、その審判の請求の日から三十日以内に限り、その査定理由に示す事項について、願書に添付した明細書又は図面について補正をすることができるとができる。

第十七条の三 出願公告後に拒絶をすべき旨の査定を受けた特許出願人は、第二百一十一条第一項の審判を請求するときは、その審判の請求の日から三十日以内に限り、その査定理由に示す事項について、願書に添付した明細書又は図面について補正をすることができるとができる。ただし、その補正は、次に掲げる事項

2 前項の規定により明細書又は図面について補正をするときは、願書に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならぬ。

3 前項に規定するもののほか、第一項の補正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

- 一 特許請求の範囲の減縮
- 二 誤記の訂正
- 三 明りようでない記載の釈明

4 第二百二十六条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(手続の無効)

を目的とするものに限る。

- 一 特許請求の範囲の減縮
- 二 誤記の訂正
- 三 明りようでない記載の釈明

2 第二百二十六条第二項の規定は、前項ただし書の場合に準用する。

(手続の無効)

第十八条 特許庁長官は、第十七条第三項の規定により手續の補正をすべきことを命じた者が同項の規定により指定した期間内にその補正をしないとき、又は特許権の設定の登録を受ける者が第八十八条第一項若しくは第二項ただし書第一号に規定する期間内に特許料を納付しないときは、その手續を無効にすることができ。

2 特許庁長官は、第十七条第三項の規定により第九十五条第三項の規定による手数料の納付をすべきことを命じた特許出願人が第十七条第三項の規定により指定した期間内にその手数料の納付をしないときは、当該特許出願を無効にすることができる。

第二十九条の二 特許出願に係る発明が当該特許出願の日前の他の特許出願又は実用新案登録出願であつて当該特許出願後に出願公告若しくは出願公開又は

第十八条 特許庁長官は、第十七条第二項の規定により手續の補正をすべきことを命じた者が同項の規定により指定した期間内にその補正をしないとき、又は特許権の設定の登録を受ける者が第八十八条第一項若しくは第二項ただし書第一号に規定する期間内に特許料を納付しないときは、その手續を無効にすることができ。

2 特許庁長官は、第十七条第二項の規定により第九十五条第三項の規定による手数料の納付をすべきことを命じた特許出願人が第十七条第二項の規定により指定した期間内にその手数料の納付をしないときは、当該特許出願を無効にすることができる。

第二十九条の二 特許出願に係る発明が当該特許出願の日前の他の特許出願又は実用新案登録出願であつて当該特許出願後に出願公告又は出願公開がされた

实用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第十四条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した实用新案公報（以下「实用新案掲載公報」という。）の発行がされたものの願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された発明又は考案（その発明又は考案をした者が当該特許出願に係る発明の発明者と同一の者である場合におけるその発明又は考案を除く。）と同一であるときは、その発明については、前条第一項の規定にかかわらず、特許を受けることができる。ただし、当該特許出願の時にその出願人と当該他の特許出願又は实用新案登録出願の出願人とが同一の者であるときは、この限りでない。

2 特許出願の日前の他の特許出願又は实用新案登録出願が第八十四条の三第二項の国際特許出願又は实用新案法第四十八条の三第二項の国際实用新案登

ものの願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された発明又は考案（その発明又は考案をした者が当該特許出願に係る発明の発明者と同一の者である場合におけるその発明又は考案を除く。）と同一であるときは、その発明については、前条第一項の規定にかかわらず、特許を受けることができる。ただし、当該特許出願の時にその出願人と当該他の特許出願又は实用新案登録出願の出願人とが同一の者であるときは、この限りでない。

2 特許出願の日前の他の特許出願又は实用新案登録出願が第八十四条の三第二項の国際特許出願又は实用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第四

録出願（第八十四條の十六第四項又は同法第四十八條の十四第四項の規定により特許出願又は実用新案登録出願とみなされた国際出願を含む。）である場合における前項の規定の適用については、同項中

「出願公開又は」とあるのは「出願公開」と、「発行」とあるのは「発行又は千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」と、「願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された発明又は考案」とあるのは「第八十四條の四第一項又は実用新案法第四十八條の四第一項の国際出願日（第八十四條の十六第四項又は同法第四十八條の十四第四項の規定により特許出願又は実用新案登録出願とみなされた国際出願（以下この項において「みなし国際出願」という。）にあつては、第八十四條の十六第四項又は同法第四十八條の十四第四項に規定する国際出

願（第八十四條の三第二項の国際実用新案登録出願（第八十四條の十六第四項又は同法第四十八條の十四第四項の規定により特許出願又は実用新案登録出願とみなされた国際出願を含む。）である場合における前項の規定の適用については、同項中「又は出願公開」とあるのは「出願公開又は千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」と、「願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された発明又は考案」とあるのは「第八十四條の四第一項又は実用新案法第四十八條の四第一項の国際出願日（第八十四條の十六第四項又は同法第四十八條の十四第四項の規定により特許出願又は実用新案登録出願とみなされた国際出願（以下この項において「みなし国際出願」という。）にあつては、第八十四條の十六第四項又は同法第四十八條の十四第四項に規定する国際

願日となつたものと認められる日。以下この項において「国際出願日」という。）における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面（第百八十四条の四第一項又は同法第四十八条の四第一項の外国語特許出願又は外国語実用新案登録出願にあつては国際出願日における明細書、請求の範囲若しくは図面（図面の中の説明に限る。）及びこれらの書類の第百八十四条の四第四項若しくは同法第四十八条の四第四項の出願翻訳文又は国際出願日における図面（図面の中の説明を除く。）、みなし国際出願であつて外国語でされたものにあつては国際出願日における明細書、請求の範囲若しくは図面（図面の中の説明に限る。）及び第百八十四条の十六第二項若しくは同法第四十八条の十四第二項の規定により提出されたこれらの書類の翻訳文又は国際出願日における図面（図面の中の説明を除く。））に記載された発明又は

出願日となつたものと認められる日。以下この項において「国際出願日」という。）における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面（第百八十四条の四第一項又は同法第四十八条の四第一項の外国語特許出願又は外国語実用新案登録出願にあつては国際出願日における明細書、請求の範囲若しくは図面（図面の中の説明に限る。）及びこれらの書類の第百八十四条の四第四項若しくは同法第四十八条の四第四項の出願翻訳文又は国際出願日における図面（図面の中の説明を除く。）、みなし国際出願であつて外国語でされたものにあつては国際出願日における明細書、請求の範囲若しくは図面（図面の中の説明に限る。）及び第百八十四条の十六第二項若しくは同法第四十八条の十四第二項の規定により提出されたこれらの書類の翻訳文又は国際出願日における図面（図面の中の説明を除く。））に記載された発明又

考案」とする。

(削除)

(削除)

は考案」とする。

(明細書等の補正と要旨変更)

第四十条 願書に添附した明細書又は図面について出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達前にした補正がこれらの要旨を変更するものと特許権の設定の登録があつた後に認められたときは、その特許出願は、その補正について手続補正書を提出した時にしたものとみなす。

第四十一条 出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達前に、願書に最初に添附した明細書又は図面に記載した事項の範囲内において特許請求の範囲を増加し減少し又は変更する補正は、明細書の要旨を変更しないものとみなす。

(出願公告決定後の補正が不合法な場合の効果)

第四十条 願書に添付した明細書又は図面について出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達後にした補正が第十七条の三第三項若しくは第四項又は第六十四条第三項若しくは第四項(第五百九条第二項及び第三項(第七十四条第一項において準用する場合を含む。))並びに第六十三条第二項及び第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反しているものと特許権の設定の登録があつた後に認められたときは、その補正がされなかつた特許出願について特許がされたものとみなす。

(特許出願等に基づく優先権主張)

第四十一条 特許を受けようとする者は、次に掲げる場合を除き、その特許出願に係る発明について、その者が特許又は実用新案登録を受ける権利を有する

第四十二条 願書に添付した明細書又は図面について出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達後にした補正が第十七条の三又は第六十四条(第五百九条第二項及び第三項(第七十四条第一項において準用する場合を含む。))並びに第六十一条の三第二項及び第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反しているものと特許権の設定の登録があつた後に認められたときは、その補正がされなかつた特許出願について特許がされたものとみなす。

(特許出願等に基づく優先権主張)

第四十二条の二 特許を受けようとする者は、次に掲げる場合を除き、その特許出願に係る発明について、その者が特許又は実用新案登録を受ける権利を有

特許出願又は実用新案登録出願であつて先にされたもの（以下「先の出願」という。）の願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された発明に基づいて優先権を主張することができる。

一 その特許出願が先の出願の日から一年以内にされたものでない場合

二 先の出願が第四十四条第一項の規定による特許出願の分割に係る新たな特許出願若しくは第四十六条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る特許出願又は実用新案法第十一条第一項において準用することの法律第四十四条第一項の規定による実用新案登録出願の分割に係る新たな実用新案登録出願若しくは実用新案法第十条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る実用新案登録出願である場合

三 先の出願が、その特許出願の際に、放棄され

する特許出願又は実用新案登録出願であつて先にされたもの（以下「先の出願」という。）の願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された発明に基づいて優先権を主張することができる。

一 その特許出願が先の出願の日から一年以内にされたものでない場合

二 先の出願が第四十四条第一項の規定による特許出願の分割に係る新たな特許出願若しくは第四十六条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る特許出願又は実用新案法第九条第一項において準用することの法律第四十四条第一項の規定による実用新案登録出願の分割に係る新たな実用新案登録出願若しくは実用新案法第八条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る実用新案登録出願である場合

三 先の出願が、その特許出願の際に、放棄され取

取り下げられ、又は無効にされている場合

四 先の出願について、その特許出願の際に、査定又は審決が確定している場合

五 先の出願について、その特許出願の際に、実用

新案法第十四条第二項に規定する設定の登録がされている場合

2

前項の規定による優先権の主張を伴う特許出願に係る発明のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された発明（当該先の出願が同項若しくは実用新案法第八条第一項の規定による優先権の主張又はパリ条約第四条D(1)の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の際の書類（明細書又は図面に相当するものに限る。）に記載された発明を除く。）についての第二十九条、第

り下げられ又は無効にされている場合

四 先の出願について、その特許出願の際に、査定又は審決が確定している場合

2

前項の規定による優先権の主張を伴う特許出願に係る発明のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された発明（当該先の出願が同項の規定による優先権の主張又はパリ条約第四条D(1)の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の際の書類（明細書又は図面に相当するものに限る。）に記載された発明を除く。）についての第二十九条、第二十九条の二第一項本文、第三十

二十九条の二第一項本文、第三十条第一項から第三項まで、第三十九条第一項から第四項まで、第六十九条第二項第二号、第七十二条、第七十九条、第八十一条、第八十二条第一項、第四百四条（第五十二条第二項（第五百五十九条第三項（第七十四條第一項）において準用する場合を含む。）及び第六十三條第三項において準用する場合を含む。）及び第六十五條の三第四項（第八十四条の十第二項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）及び第六十三條第三項（第七十四條第一項）において準用する場合を含む。）及び第六十一條の三第三項において準用する場合を含む。）及び第六十五條の三第四項（第八十四条の十第二項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）及び第六十二條第三項、実用新案法第七條第三項及び第十七條並びに意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）第二十六條、第三十一條第二項及び第三十二條第二項の規定の適用については、当該特許出願は、当該先の出願の時にされたものとみなす。

3 第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願の願書に最初に添付した明細書又は図面に記載され

第一項から第三項まで、第三十九條第一項から第四項まで、第六十九條第二項第二号、第七十二条、第七十九条、第八十一条、第八十二条第一項、第四百四条（第五十二条第二項（第五百五十九条第三項（第七十四條第一項）において準用する場合を含む。）及び第六十一條の三第三項において準用する場合を含む。）及び第六十五條の三第四項（第八十四条の十第二項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）及び第六十一條の三第三項（第七十四條第一項）において準用する場合を含む。）及び第六十一條の三第三項において準用する場合を含む。）及び第六十五條の三第四項（第八十四条の十第二項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）及び第六十二條第三項、実用新案法第七條第三項及び第十七條並びに意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）第二十六條、第三十一條第二項及び第三十二條第二項の規定の適用については、当該特許出願は、当該先の出願の時にされたものとみなす。

3 第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願の願書に最初に添付した明細書又は図面に記載され

た発明のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された発明（当該先の出願が同項若しくは実用新案法第八条第一項の規定による優先権の主張又はパリ条約第四条D①の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の際の書類（明細書又は図面に相当するものに限る。）に記載された発明を除く。）については、当該特許出願について出願公告又は出願公開がされた時に当該先の出願について出願公開又は実用新案掲載公報の発行がされたものとみなして、第二十九条の二第一項本文又は同法第三条の二第一項本文の規定を適用する。この場合において、当該先の出願が第八十四条の三第三項の国際特許出願又は同法第四十八条の三第二項の国際実用新案登録出願（第八十四条の十

た発明のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された発明（当該先の出願が同項の規定による優先権の主張又はパリ条約第四条D①の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の際の書類（明細書又は図面に相当するものに限る。）に記載された発明を除く。）については、当該特許出願について出願公告又は出願公開がされた時に当該先の出願について出願公開がされたものとみなして、第二十九条の二第一項本文又は実用新案法第三条の二第一項本文の規定を適用する。この場合において、当該先の出願が第八十四条の三第二項の国際特許出願又は同法第四十八条の三第二項の国際実用新案登録出願（第八十四条の十六第四項又は同法第四十八条の十四第四項の規定により

六第四項又は同法第四十八條の十四第四項の規定により特許出願又は実用新案登録出願とみなされた国際出願を含む。)であるときは、第二十九條の二第二項中「図面(第八十四條の四第一項又は同法第四十八條の四第一項の外国語特許出願又は外国語実用新案登録出願にあつては国際出願日における明細書、請求の範囲若しくは図面(図面の中の説明に限る。))及びこれらの書類の第八十四條の四第四項若しくは同法第四十八條の四第四項の出願翻訳文又は国際出願日における図面(図面の中の説明を除く。))、みなし国際出願であつて外国語でされたものにあつては国際出願日における明細書、請求の範囲若しくは図面(図面の中の説明に限る。))及び第八十四條の十六第二項若しくは同法第四十八條の十四第二項の規定により提出されたこれらの書類の翻訳文又は国際出願日における図面(図面の中の説明

特許出願又は実用新案登録出願とみなされた国際出願を含む。)であるときは、第二十九條の二第二項中「図面(第八十四條の四第一項又は同法第四十八條の四第一項の外国語特許出願又は外国語実用新案登録出願にあつては国際出願日における明細書、請求の範囲若しくは図面(図面の中の説明に限る。))及びこれらの書類の第八十四條の四第四項若しくは同法第四十八條の四第四項の出願翻訳文又は国際出願日における図面(図面の中の説明を除く。))、みなし国際出願であつて外国語でされたものにあつては国際出願日における明細書、請求の範囲若しくは図面(図面の中の説明に限る。))及び第八十四條の十六第二項若しくは同法第四十八條の十四第二項の規定により提出されたこれらの書類の翻訳文又は国際出願日における図面(図面の中の説明を除く。))」とあり、及び同法第三條の二第二項中「

を除く。）」とあり、及び同法第三条の二第二項中「図面（第四十八条の四第一項又は同法第八十四条の四第一項の外国語実用新案登録出願又は外国語特許出願にあつては国際出願日における明細書、請求の範囲若しくは図面（図面の中の説明に限る。）及びこれらの書類の第四十八条の四第四項若しくは同法第八十四条の四第四項の出願翻訳文又は国際出願日における図面（図面の中の説明を除く。）、みなし国際出願であつて外国語でされたものにあつては国際出願日における明細書、請求の範囲若しくは図面（図面の中の説明に限る。）及び第四十八条の十四第二項若しくは同法第八十四条の十六第二項の規定により提出されたこれらの種類の翻訳文又は国際出願日における図面（図面の中の説明を除く。）」とあるのは、「図面」とする。

（第四項略）

図面（第四十八条の四第一項又は同法第八十四条の四第一項の外国語実用新案登録出願又は外国語特許出願にあつては国際出願日における明細書、請求の範囲若しくは図面（図面の中の説明に限る。）及びこれらの書類の第四十八条の四第四項若しくは同法第八十四条の四第四項の出願翻訳文又は国際出願日における図面（図面の中の説明を除く。）、みなし国際出願であつて外国語でされたものにあつては国際出願日における明細書、請求の範囲若しくは図面（図面の中の説明に限る。）及び第四十八条の十四第二項若しくは同法第八十四条の十六第二項の規定により提出されたこれらの種類の翻訳文又は国際出願日における図面（図面の中の説明を除く。）」とあるのは、「図面」とする。

（第四項略）

(先の出願の取下げ等)

第四十二条 前条第一項の規定による優先権の主張の基礎とされた先の出願は、その出願の日から一年三月を経過した時に取り下げたものとみなす。ただし、当該先の出願が放棄され、取り下げられ、若しくは無効にされている場合、当該先の出願について査定若しくは審決が確定している場合、当該先の出願について実用新案法第十四条第二項に規定する設定の登録がされている場合又は当該先の出願に基づくすべての優先権の主張が取り下げられている場合には、この限りでない。

(第二項以下略)

(パリ条約による優先権主張の手続)

第四十三条 (第一項略)

(先の出願の取下げ等)

第四十二条の三 前条第一項の規定による優先権の主張の基礎とされた先の出願は、その出願の日から一年三月を経過した時に取り下げたものとみなす。ただし、当該先の出願が放棄され取り下げられ若しくは無効にされている場合、当該先の出願について査定若しくは審決が確定している場合又は当該先の出願に基づくすべての優先権の主張が取り下げされている場合には、この限りでない。

(第二項以下略)

(パリ条約による優先権主張の手続)

第四十三条 (第一項略)

2 前項の規定による優先権の主張をした者は、最初に出願をし、若しくはパリ条約第四条C④の規定により最初の出願とみなされた出願をし、若しくは同条A②の規定により最初に出願をしたものと認められたパリ条約の同盟国の認証がある出願の年月日を記載した書面、発明の明細書及び図面の謄本又はこれらと同様な内容を有する公報若しくは証明書であつてその同盟国の政府が発行したものを次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月以内に特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 当該最初の出願若しくはパリ条約第四条C④の規定により当該最初の出願とみなされた出願又は同条A②の規定により当該最初の出願と認められた出願の日

二 その特許出願が第四十一条第一項の規定による優先権の主張を伴う場合における当該優先権の主

2 前項の規定による優先権の主張をした者は、最初に出願をし若しくはパリ条約第四条C④の規定により最初の出願とみなされた出願をし若しくは同条A②の規定により最初に出願をしたものと認められたパリ条約の同盟国の認証がある出願の年月日を記載した書面、発明の明細書及び図面の謄本又はこれらと同様な内容を有する公報若しくは証明書であつてその同盟国の政府が発行したものを次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月以内に特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 当該最初の出願若しくはパリ条約第四条C④の規定により当該最初の出願とみなされた出願又は同条A②の規定により当該最初の出願と認められた出願の日

二 その特許出願が第四十二条の二第一項の規定による優先権の主張を伴う場合における当該優先権

張の基礎とした出願の日

三 その特許出願が前項の規定による他の優先権の主張を伴う場合における当該優先権の主張の基礎とした出願の日

(第三項以下略)

(特許出願の分割)

第四十四条 (第一項略)

2 前項の場合は、新たな特許出願は、もとの特許出願の時にしたものとみなす。ただし、新たな特許出願が第二十九条の二に規定する他の特許出願又は実用新案法第三条の二に規定する特許出願に該当する場合におけるこれらの規定の適用並びに第三十条第四項、第四十一条第四項並びに前条第一項及び第二項の規定の適用については、この限りでない。

の主張の基礎とした出願の日

三 その特許出願が前項の規定による他の優先権の主張を伴う場合における当該優先権の主張の基礎とした出願の日

(第三項以下略)

(特許出願の分割)

第四十四条 (第一項略)

2 前項の場合は、新たな特許出願は、もとの特許出願の時にしたものとみなす。ただし、新たな特許出願が第二十九条の二に規定する他の特許出願又は実用新案法第三条の二に規定する特許出願に該当する場合におけるこれらの規定の適用並びに第三十条第四項、第四十一条の二第四項並びに前条第一項及び第二項の規定の適用については、この限りでない。

(出願の変更)

第四十六条 实用新案登録出願人は、その实用新案登録出願を特許出願に変更することができる。

(出願の変更)

第四十六条 实用新案登録出願人は、その实用新案登録出願を特許出願に変更することができる。ただし、その实用新案登録出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の際本の送達があつた日から三十日を経過した後又はその实用新案登録出願の日から七年を経過した後(その实用新案登録出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の際本の送達があつた日から三十日以内の期間を除く。)は、この限りでない。

(第二項略)

(第二項略)

(削除)

3 | 前項ただし書に規定する三十日の期間は、意匠法

4 | 第二項ただし書に規定する三十日の期間は、意匠

3 | 第一項ただし書に規定する三十日の期間は、实用新案法第五十五条第一項において準用するこの法律第四条第一項の規定により实用新案法第三十五条第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。

第六十八条第一項において準用するこの法律第四
第一項の規定により意匠法第四十六条第一項に規
定する期間が延長されたときは、その延長された期
間を限り、延長されたものとみなす。

4| (略)

5| (略)

(拒絶の査定)

第四十九条 審査官は、特許出願が次の各号の一に該
当するときは、その特許出願について拒絶をすべき
旨の査定をしなければならない。

- 一 特許出願の願書に添付した明細書又は図面
についてした補正が第十七条第二項(第十七条の
二第二項において準用する場合を含む。)に規定
する要件を満たしていないとき。

二 特許出願に係る発明が第二十五条、第二十

法第六十八条第一項において準用するこの法律第四
条第一項の規定により意匠法第四十六条第一項に規
定する期間が延長されたときは、その延長された期
間を限り、延長されたものとみなす。

5| (略)

6| (略)

(拒絶の査定)

第四十九条 審査官は、特許出願が次の各号の一に該
当するときは、その特許出願について拒絶をすべき
旨の査定をしなければならない。

一 特許出願に係る発明が第二十五条、第二十

九条、第二十九条の二、第三十二条、第三十八条又は第三十九条第一項から第四項までの規定により特許をすることができないものであるとき。

三| その特許出願に係る発明が条約の規定により特許をすることができないものであるとき。

四| その特許出願が第三十六条第四項若しくは第五項及び第六項又は第三十七条に規定する要件を満たしていないとき。

五| その特許出願人が発明者でない場合において、その発明について特許を受ける権利を承継していないとき。

(拒絶理由の通知)

第五十条 審査官は、拒絶をすべき旨の査定をしようとするときは、特許出願人に対し、拒絶の理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機

九条、第二十九条の二、第三十二条、第三十八条又は第三十九条第一項から第四項までの規定により特許をすることができないものであるとき。

二| その特許出願に係る発明が条約の規定により特許をすることができないものであるとき。

三| その特許出願が第三十六条第四項若しくは第五項及び第六項又は第三十七条に規定する要件を満たしていないとき。

四| その特許出願人が発明者でない場合において、その発明について特許を受ける権利を承継していないとき。

(拒絶理由の通知)

第五十条 審査官は、拒絶をすべき旨の査定をしようとするときは、特許出願人に対し、拒絶の理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機

会を与えなければならぬ。ただし、第十七条の二

第一項第四号に掲げる場合において、第五十三条第

一項の規定による却下の決定をするときは、この限りでない。

第五十二条の二 前条第一項の権利の侵害に関する訴えの提起又は仮差押命令若しくは仮処分命令の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、特許出願について査定又は審決が確定するまでその訴訟手続を中止することができる。

(第二項以下略)

(補正の却下)

第五十三条 第十七条の二第一項第四号に掲げる場合において、願書に添付した明細書又は図面について

会を与えなければならぬ。

第五十二条の二 前条第一項の権利の侵害に関する訴えの提起又は仮差押え若しくは仮処分の申請があつた場合において、必要があると認めるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、特許出願について査定又は審決が確定するまでその訴訟手続を中止することができる。

(第二項以下略)

(補正の却下)

第五十三条 願書に添付した明細書又は図面について出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達前にした補

した補正が同条第二項から第四項までの規定に違反しているものと出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達前に認められたときは、審査官は、決定をもつてその補正を却下しなければならない。

2 前項の規定による却下の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を付きなければならない。

3 第一項の規定による却下の決定に対しては、不服を申し立てることができない。ただし、第二百一十一条第一項の審判を請求した場合における審判においては、この限りでない。

正がこれらの要旨を変更するものであるときは、審査官は、決定をもつてその補正を却下しなければならない。

2 前項の規定による却下の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附さなければならない。

3 第一項の規定による却下の決定があつたときは、決定の謄本の送達があつた日から三十日を経過するまでは、当該特許出願について査定（出願公告をすべき旨の決定前に第一項の規定による却下の決定があつたときは、出願公告をすべき旨の決定又は拒絶をすべき旨の査定）をしてはならない。

4 審査官は、特許出願人が第一項の規定による却下の決定に対し第二百二十二条第一項の審判を請求したときは、その審判の審決が確定するまでその特許出願の審査を中止しなければならない。

第五十四條 (第一項略)

2| 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による却下の決定に準用する。

(出願公告決定後の補正)

第六十四條 特許出願人は、出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達があつた後に、第五十條の規定による通知を受けたとき、又は特許異議の申立てがあつたときは、同条又は第五十七條の規定により指定された期間内に限り、その拒絶の理由又は特許異議の申立ての理由に示す事項について、願書に添付した

第五十四條 (第一項略)

2| 前項の規定による却下の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附さなければならぬ。

3| 第一項の規定による却下の決定に対しては、不服を申し立てることができない。ただし、第二百一十一條第一項の審判を請求した場合における審判においては、この限りでない。

(出願公告決定後の補正)

第六十四條 特許出願人は、出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達があつた後に、第五十條の規定による通知を受けたとき、又は特許異議の申立てがあつたときは、同条又は第五十七條の規定により指定された期間内に限り、その拒絶の理由又は特許異議の申立ての理由に示す事項について、願書に添附した明細

明細書又は図面について補正をすることができる。

2 前項の規定により明細書又は図面について補正をするときは、願書に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならない。

3 前項に規定するもののほか、第一項の補正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一 特許請求の範囲の減縮

二 誤記の訂正

三 明りようでない記載の釈明

4 第二百二十六条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

書又は図面について補正をすることができる。ただし、その補正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一 特許請求の範囲の減縮

二 誤記の訂正

三 明瞭でない記載の釈明

2 第二百二十六条第二項の規定は、前項ただし書の場合に準用する。